

小中学校の隣接校等との通学区域弾力化に係る対象校等を定める要領

小中学校の隣接校等との通学区域弾力化実施要領の規定に基づき、令和7年度入学者の募集について、下記のとおり定める。

〔第3条関係（対象校）〕

見直し対象校 (児童生徒の受入校)			見直し相手校
1	中央小		築瀬小
2	東小		築瀬小, 豊郷中央小, 豊郷南小
3	西原小		築瀬小, 富士見小
4	桜小		戸祭小, 富士見小, 明保小, 宝木小
5	宮の原小		築瀬小, 富士見小, 横川西小, 横川中央小
6	平石中央小		石井小, 陽東小
7	平石北小		泉が丘小, 陽東小
8	瑞穂野北小	変更可能	石井小, 横川東小, 瑞穂台小
9	瑞穂野南小		横川中央小, 瑞穂台小
10	豊郷北小		豊郷中央小, 晃宝小
11	国本西小		細谷小, 晃宝小
12	城山東小		明保小, 宝木小
13	雀宮東小		横川中央小, 雀宮中央小
14	雀宮南小		五代小, 新田小, 雀宮中央小
15	姿川中央小		富士見小, 姿川第一小, 姿川第二小
16	海道小		豊郷中央小, 豊郷南小, 岡本西小
17	西が岡小		細谷小, 宝木小
18	城山中		陽西中
19	晃陽中		国本中
20	田原中		豊郷中

見直し対象校			見直し相手校 (児童生徒の受入校)
1	泉が丘小	可変 能更	峰小, 御幸小, 平石北小, 豊郷南小, 陽東小
2	ゆいの杜小		清原中央小
3	清原中		陽東中, 瑞穂野中, 鬼怒中, 古里中

〔第5条関係（受入人数）〕

申請者数を踏まえて対象校と調整し，定める。

この要領は，令和6年10月1日から適用する。